

税金は納期限内に納めましょう

【税金は納期限内に納付しましょう！】
～滞納のないまちづくりを目指して～

市では、大切な財源を確保するため、また税負担の公平性を確保するため、市税などの滞納者に対しては、所有財産の差押えや公売などの滞納処分を執行しています。

滞納は、納税者にとって不利益（延滞金の付加、差押え等）となることはもちろん、市にとっても大きな損失となります。

税金に未納のある方は、早急に納税をお願いします。なお、病気や失業などのやむを得ない理由により期限内の納付が困難な場合は、分割納付等の納税相談も行っていますのでご相談ください。

滞納のまま放置すると・・・

地方税法等の法律では、納期限を過ぎても納付がない方に督促状を送付し、送付後10日を過ぎると「差押えしなければならない」と定められています。このため市では、納税や相談のない方の財産などを調査したうえで、不動産や給与、預貯金などを差押える滞納処分を行うことになります。

また、滞納処分（差押え、公売）を主とした徴収業務を専門に行っている「茨城租税債権管理機構」へ移管する場合があります。

なお、平成25年度の差押件数は286件（平成25年10月31日現在）です。

問 本庁 税務徴収課徴収推進室

☎52-1111 内線236・237・238

山支 市民福祉課市民G ☎57-2121(代表)

美支 市民福祉課市民G ☎58-2111(代表)

緒支 市民福祉課市民G ☎56-2111(代表)

御支 市民福祉課市民G ☎55-2111(代表)

太田税務署からのお知らせ

太田税務署では、平成25年分の確定申告期間中は、平日（月～金曜日）以外でも、平成26年2月23日と3月2日の日曜日に限り、水戸税務署と合同で、中央ビル（水戸市泉町2-3-2）において、確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の受付及び納付相談を行います。（現金納付の窓口業務は行いません）

なお、この2日間は中央ビル以外での業務は行っていないので、ご注意願います。また、当日は混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。

※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※中央ビルへの直接のお問い合わせはご遠慮ください。

問 太田税務署個人課税部門 ☎0294-72-2171

※自動音声に従い「2」を選択してください。

茨城県特定最低賃金の改定について

特定の産業に従事する労働者とその使用者に適用される特定最低賃金が、下記のように改定されました。労使双方が合意したうえで最低賃金額未満の賃金を定めた場合でもその賃金は無効とされ、特定最低賃金が適用されます。

件 名	時間額（円）
鉄鋼業	818円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	798円
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	793円
各種商品小売業	767円

○効力発生日 平成25年12月31日

問 茨城労働局労働基準部賃金室 ☎029-224-6216